

新潟県条例第48号

新潟県都市公園条例の一部を改正する条例

新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

		改正後		改正前	
別表第2（第10条関係）					
(1) (略)					
(2) 法第6条第1項又は第3項の規定による都市公園の占用の許可を受けた場合					
区分	単位	金額		金額	
		新潟市	新潟市以外の市町村	新潟市	新潟市以外の市町村
電柱	(略)	1,300円	470円	1,200円	420円
その他		2,100円	730円	1,900円	640円
その他		2,800円	980円	2,500円	870円
第1種電柱		1,200円	420円	1,100円	370円
第2種電柱		1,900円	680円	1,700円	600円
第3種電柱		2,600円	930円	2,400円	820円
その他の柱類		120円	42円	110円	37円
水道管、下水道	(略)	110円	38円	98円	34円
下水道		140円	51円	130円	45円
ガス管		290円	100円	260円	90円
その他		720円	250円	650円	220円

のもの	外径が1メートル以上のもの	1,400円	630円	510円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	(略)	1,100円	850円
郵便差出箱及び信書便差出箱	郵便差出箱及び信書便差出箱	1,000円	440円	360円
	競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	(略)	308円	(略)
標識	標識	280円	(略)	(略)
	工事用板囲い、足場、詰所その他工事用施設	(略)	1,900円	680円
土石、竹木その他の工事用材料の置場	土石、竹木その他の工事用材料の置場	2,800円	840円	86円
	土石、竹木その他の工事用材料の置場	(略)	(略)	86円

(3)～(11) (略)
備考 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

のもの	外径が1メートル以上のもの	1,300円	580円	450円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	(略)	960円	750円
郵便差出箱及び信書便差出箱	郵便差出箱及び信書便差出箱	910円	400円	310円
	競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	(略)	264円	(略)
標識	標識	240円	(略)	(略)
	工事用板囲い、足場、詰所その他工事用施設	(略)	1,700円	600円
土石、竹木その他の工事用材料の置場	土石、竹木その他の工事用材料の置場	2,400円	770円	92円
	土石、竹木その他の工事用材料の置場	(略)	(略)	92円

(3)～(11) (略)
備考 (略)

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。

